

射水市企業立地推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月25日

射水市長 夏野元志

射水市条例第19号

射水市企業立地推進条例の一部を改正する条例

射水市企業立地推進条例(平成17年射水市条例第174号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 新規立地又は増設の工場等の設置者が、工場等を移転するために、工場等の移転又は工場等の移転に伴い従業員及びその同居家族が県外から市内に転居する場合に要する経費

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の射水市企業立地推進条例の規定は、令和3年4月1日以後に工場等の設置工事に着手した者に適用する。